

# ○大府市自治区運営補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、予算の範囲内において交付する大府市自治区運営補助金（以下「補助金」という。）の交付について、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象自治区)

第2条 補助金の交付の対象となる自治区は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大府自治区
- (2) 石ヶ瀬自治区
- (3) 横根自治区
- (4) 横根山自治区
- (5) 北崎自治区
- (6) 共和西自治区
- (7) 共和東自治区
- (8) 長草自治区
- (9) 吉田自治区
- (10) 森岡自治区

(対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 自治区運営に係る事務事業
- (2) 自治区事務所の維持管理事業
- (3) 生活環境整備事業
- (4) 社会福祉事業
- (5) 地域文化事業
- (6) 自主防災事業
- (7) 交通安全・防犯事業
- (8) 隣組又は自治会の運営に係る事務事業
- (9) その他地域社会の向上発展に資する事業

(交付対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象事業に係る経費のうち別表に定めるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で毎年度4月1日における各自治区の面積、世帯数、区事務所の有無、大府市自治区等行政協力報償金支給要綱第2条第1項2号に定める組長（以下「組長」という。）の数及び組長が担当する世帯数に応じ、別に定める方法により算定した額を限度として補助するものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める日までに、自治区運営補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 自治区の当該年度の予算書
- (2) その他市長が必要と認める書類

(事務委任)

第7条 自治区は、第3条第8号に規定する事業の実施について、組長に委任することができる。

この場合において、自治区は、当該組長が担当する世帯数に応じ、市長が別に定める方法により算定した額を事務手数料として、当該組長に交付しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助金の交付を受けた者は、補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 自治区の当該年度の決算書
- (2) その他市長が必要と認める書類

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

| 交付対象経費 | 細分類   | 内容  |
|--------|-------|---|
| 報償費    | 講師等謝礼 | 交付対象事業に係る講師等の謝礼                                 |
|        | 記念品等  | 交付対象事業の参加者への記念品等                                |
| 旅費     |       | 交付対象事業に係る講師等の旅費その他事業を行うために必要な旅費                 |
| 需用費    | 消耗品費  | 交付対象事業に必要な消耗物品の購入に要する費用(当該事業のみで使用されることが確認できるもの) |
|        | 印刷製本費 | 交付対象事業で使用するパンフレット等の印刷製本に要する経費                   |
|        | 燃料費   | 交付対象事業に係る直接必要とされる燃料費(当該事業のみで使用されることが確認できるもの)    |
|        | 修繕費   | 交付対象事業で使用する備品等の修繕費                              |

|          |     |   |
|----------|-----|---|
| 役務費      | 通信費 | 交付対象事業に係る郵送料、電話代等                             |
|          | 手数料 | 交付対象事業に係る金融機関への振込手数料等                         |
|          | 保険料 | 交付対象事業に係る賠償責任保険料                              |
| 委託料      |     | 交付対象事業に係る備品の設置、撤去に係る委託料等                      |
| 使用料及び賃借料 |     | 交付対象事業を行うために必要な自動車、機器等の使用料又は借上料場所等の使用料若しくは借上料 |
| 備品購入費    |     | 交付対象事業で使用する備品の購入費（当該事業のみで使用するものに限る。）          |
| その他      |     | 上記以外の経費で、事業の実施に必要と認められる経費                     |

自治区運営補助金交付申請書

|                                    |                             |
|------------------------------------|-----------------------------|
| 大 府 市 長 殿                          | 年 月 日                       |
| 申請金額 金 円                           | 自治区名<br>自治区<br>住 所<br>区 長 名 |
| 自治区運営のため、自治区運営補助金の交付を受けたいので、申請します。 |                             |
| 事業 施 行 場 所                         | 自治区内                        |
| 事業 施 行 期 間                         | 自 至 年 月 日<br>年 月 日          |
| 事業 施 行 の 理 由                       |                             |
| 自 治 区 の 面 積                        | m <sup>2</sup>              |
| 自 治 区 の 世 帯 数                      | 世帯                          |
| 自治区事務所の有無                          | 有 ・ 無                       |
| 組 長 数                              | 名                           |
| 各組長の担当する<br>世 帯 数 の 計              | 世帯                          |
| 積 算 根 拠                            |                             |
| 事業 計 画 概 要                         |                             |
| 事業 施 行 の 効 果                       |                             |
| 予 算 額 調                            |                             |

※添付書類 自治区の当該年度の予算書